

## 合同会社 NWE－09インベストメント「(仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月8日付けで合同会社 NWE－09インベストメントより届出された「(仮称)島根風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年4月16日
- (2) 島根県知事意見 \* 平成30年7月13日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第9回)  
\* 平成30年7月18日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・水質 3 の地点の流域が広いので、調査地点を検討すること。	・水質 3 の地点等の集水域を再確認し、調査地点を再検討します。
・クマタカの餌資源調査について、冬季も実施する旨準備書に記載するように。	・準備書においては、餌資源調査について冬季にも実施する旨記載いたします。
・植生の調査地点については、実際の現地の群落を把握したうえで設定し、調査を実施するように。	・植生の調査地点については、現地の群落を把握したうえで設定し、調査を実施いたします。
・ポイントセンサスや餌量の調査地点については、地点数、配置については、現況をよく把握したうえで検討すること。	・ポイントセンサスや餌量の調査地点については、現況を把握したうえで、地点数、配置を検討いたします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

### 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、島根県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。